

令和5年度 半田市補助金等判定会議要旨

令和5年10月11日（水）半田市役所庁議室において、補助金等判定会議（庁内委員審査）を開催したので、その要旨について下記のとおり記録する。

記

出席者

委員（敬称略）

議長 坂元 照幸

庁内委員 山田 宰

竹内 甲司

大松 季也

担当課

（10月11日） 博物館、環境課、子育て相談課、高齢介護課、健康課、スポーツ課、幼児保育課、秘書課、人事課、防災安全課、産業課、都市計画課、学校教育課

事務局（総務課）

課長 山本 勇夫

主査 園田 美穂

書記 天野 智香

目次

«10月11(水)»

1. 「半田市文化財保存事業費補助金（無形民俗文化財保存伝承事業）」	
	(博物館) … 頁
2. 「半田山車祭り保存会事業費補助金」(博物館)	… 頁
3. 「住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金」(環境課)	… 頁
4. 「不妊治療費助成金」(子育て相談課)	… 頁
5. 「単位老人クラブ助成金」(高齢介護課)	… 頁
6. 「老人クラブ連合会助成金」(高齢介護課)	… 頁
7. 「介護予防・生活支援サービス補助金」(高齢介護課)	… 頁
8. 「介護予防・生活支援サービス補助金（通所型サービスB）」(健康課)	
	【7、8は合わせて審議】
9. 「認知症カフェ（プラチナカフェ）事業補助金」(健康課)	… 頁
10. 「半田市スポーツ協会スポーツ振興事業交付金」(スポーツ課)	… 頁
11. 「市立保育所民営化に伴う引継ぎ・共同保育に関する補助金」(幼児保育課)	… 頁
12. 「国際交流協会活動補助金」(秘書課)	… 頁
13. 「職員互助会交付金」(人事課)	… 頁
14. 「半田交通安全協会補助金」(防災安全課)	… 頁
15. 「畜産環境対策推進事業費補助金」(産業課)	… 頁
16. 「知多半田駅前再開発ビル商業施設利用促進補助金」(産業課)	… 頁
17. 「商業施設助成事業費補助金」(産業課)	… 頁
18. 「畜産環境対策推進事業費補助金」(都市計画課)	… 頁
19. 「高等学校等入学準備補助金」(学校教育課)	… 頁

開 会（庁内委員審査：令和5年10月11日（水） 午前9時00分）

博物館 補助金－2 半田市文化財保存事業費補助金（無形民俗文化財保存伝承事業）

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

文化財保護法、愛知県及び半田市の文化財保護条例（昭和52年4月1日施行）に基づき、市内の無形民俗文化財の保存団体、亀崎潮干祭保存会を始め、成岩の大獅子小獅子、住吉の子供三番叟など9団体に対し、行事の保存伝承を目的に補助するもので、昭和58年度から行っているものです。

各団体では、この補助金を活用し、道具や衣装などの修繕や新調を始め、保存伝承のための記録や報告書などの作成やパンフレット作成などに充てられており、団体の負担軽減と半田市の貴重な無形民俗文化財保存伝承のためにも、継続的な補助が必要と考えております。令和6年度の協議額は、新型コロナでの活動制限が緩和され、通常通りの活動を見込み、1団体9万円、9団体で81万円とするものです。

なお、昨年度、この補助金判定会議でご意見をいただいた、事業計画の段階から補助金の執行に見合った活動であるか確認することにつきましては、対象事業の基準を周知するとともに、申請時にヒアリングをするなどの対応をしています。

【質 疑】

（委 員）ヒアリングは誰が行いましたか。また、記録は残していますか。

（担当課）2名体制で博物館職員が行っています。正式な文書としては残していませんが、提出された資料に書き残し、修正箇所等は重ねてメールで連絡し、事後確認もしています。

（委 員）保存伝承のための補助金が、資料12ページの慶弔費（生花4件）に使われている事に違和感があります。使用基準等がありますか。

（担当課）慶弔費は関係団体への支出で、飲食等ではないことを確認しました。今回のご指摘は令和3年度分なので、対応できませんが、今後は資料41ページ右側の対象事業に沿った、稽古や道具の修繕に使うよう指導します。

（委 員）以前から積算根拠にある、一律10%削減の根拠を説明してください。この金額がずっと基準になっているなら、表記は不要だと思います。

（担当課）平成17年頃に当時の助役から「補助金に関しては、例外なく一律10%削減する」という指示があり、そのまま継続しているものです。上限は10万円です。補助金の使用が少なかった場合は、当然減額となりますが、次年度分で調整

します。10%削減の表記について今後は削除します。

(委員) 補助金増額の要望はありませんか。

(担当課) この補助金だけでなく要望はありますが、他市町の状況から見ても当市の補助額は決して低くないので、当面はこのまま継続します。

(委員) 資料4 1ページに補助金交付の基準がありますが、この補助金はどれにあたりますか。また、今後、高額な事業を行う場合、どの様に対応しますか。

(担当課) 基準は、⑨その他保存伝承のため市長が必要と認めた事業です。仮に高額な事業が行われる場合、基準を活かしながら、別で請求する事になると思います。

(委員) 各会の補助額の算定基準を説明して下さい。

(担当課) 前年度の収支決算報告書の結果をみて、交付金額を決めます。予算としては満額9万円としますが、交付額は結果を見て翌年調整、減額します。これまでも春に行われるお祭りの関係で、先に補助金を交付し、翌年度に調整する方法としています。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ①慶弔費は補助対象から外した補助基準を設け各団体に通知すること。
- ②引き続き、収支報告書等を提出させ補助金の使途が適正か確認すること。
- ③団体への指導や助言等についての経緯や顛末について記録に残すこと。

博物館 補助金－3 半田山車祭り保存会事業費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

有形民俗文化財である市内31輻の山車の所有者である山車組の連合体で、行政と各山車組間の連絡調整役である「半田山車祭り保存会」が行う、交流事業や広報事業に要する経費の一部を補助するもので、平成21年度から行っているものです。

半田山車祭り保存会は、5年に一度開催する「はんだ山車祭り」では、実行委員会の母体ともなる団体で、日頃から半田市の各地域の山車祭りのPRや魅力などを、半田山車祭り保存会のホームページなどで市内外に情報発信しています。また、「知多・衣浦地区山車祭り交流会議」では、修理や保存についての情報交換などを行うとともに、各山車組にお囃子やからくりを披露する場の提供をしており、継続的な交付が必要と考えております。

令和6年度協議額は、今年度と同額としており、その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。

なお、昨年度、この補助金判定会議でご意見をいただいた、本来の目的に沿った事業計画であるかについては、保存伝承に資する知多・衣浦地区山車祭り交流会議の山車組出演料などに補助金が充てられていることを確認しています。

【質 疑】

(委 員) 補助金の増額要求はありますか。また資料 1 5 ページの補助金交付基準のどれにあたりますか。

(担当課) 特に強い増額の要求はありません。交付基準は、⑨その他保存伝承のため市長が必要と認めた事業です。

(委 員) 資料 2 ページの 3 .交付実績等「繰越金の具体的な使途」について、詳しく説明して下さい。

(担当課) 毎年カレンダーを作成していますが、その作成資金として繰越金を使っています。特に山車祭りが開催される年は、すぐ飾れるよう 1 1 月～翌年 1 2 月と月数を増やすため経費がかかり、増減の一因となっています。一見、繰越金は多く見えますが、これは会費等も含めた全体の決算報告書なので、補助金の使途としては、お囃子の披露など本来の目的に充てられている事を確認しています。

(委 員) 予算と決算を分ける必要はありませんが、補助金がどの事業に充てられているか、はっきり分かるようにしてください。

【審査結果】 承 認： A 1 (指示事項)

補助金が適正に使用されているか収支報告書や領収書の確認をすること。

環境課 補助金 - 2 住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金

【担当課補足説明】(執行協議書等に関する説明)

愛知県との協調補助により、令和 4 年度から、家庭における二酸化炭素排出量の削減、再生可能エネルギーへの転換を促進するもので、一体型(太陽光+HEMS+蓄電池)導入による CO2 削減効果は一件当たり年間 5 トン程度、蓄電池単体では、年間 1 トン程度の CO2 が削減されると試算されており、2 0 5 0 年までにゼロカーボンシティをめざす本市の家庭部門から発生する CO2 の削減が期待できることから、継続的な交付が必要と考えています。

また、令和 6 年度の協議額は、令和 4 年度及び今年度の申請状況を勘案し、1 4 7

万6千円増額した1,564万円としており、その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。

なお、市民からの要望・ニーズについては、申請件数も増えており、電気料金高騰などからも環境への意識高まっていることから、継続的に取り組んでいきたいと考えております。

【質 疑】

(委 員) 削減量をもう一度教えてください。

(担当課) 一体型は5トン程度、蓄電池単体は1トン程度、ZEHが6.6トン程度です。

(委 員) 市民委員審査の「次世代自動車購入促進補助金」では、車の種類（排出量）によって補助額に差を付けましたが、こちらの差額は排出量と比例していないと思います。

(担当課) これは県の協調補助なので、県の基準に合わせています。ZEHに関しては、別で国ZEH支援事業という補助があります。同額が補助される車よりも削減効果は高いのですが、申請条件が厳しいです。

(委 員) 対外的に成果をアピールしていますか。

(担当課) 2030年までの削減目標が81,000トンですが、補助の効果としては年間330トン程度、7年間で2,300トンと、4%程度しか削減できないため、特にアピールはしていません。太陽光を促進していきたいと考えていますが、全く足りてないのが現状です。最近、光熱費の上昇から関心が高まっているので、3か年の状況を見ながら毎年対応していきます。

(委 員) 戸建ての個人宅が対象だと思いますが、アパートなどでも実施できる様な、初期投資にお金をかけずに導入できる仕組みはありませんか。

(担当課) 全くないわけではありませんが、大家さんが関わってくる場合だと、難しいです。今後は、初期投資が不要なPPAやリース等が進んでいくのではないかと考えています。

(委 員) 目標は一体型50件と蓄電池70件ですが、これ以上の申請があった場合、補正予算で対応しますか。

(担当課) 補助金の上限に達したら、打ち切りです。ただ今年度の状況から算出したので、妥当な数だと考えています。

(委 員) 申請すれば、県は補助金をくれるのですか。

(担当課) そうです。ただ、県の予算が足らなくなった場合は、市費を足して補助します。

(委 員) 県内の実施状況を説明して下さい。

(担当課) 県内の市町村ではほとんど実施しています。令和5年度の実績として、Z E Hは26自治体を実施、一体型の蓄電池は3自治体以外、単独の蓄電池は2自治体以外が実施しています。

【審査結果】 承認：A1（指示事項なし）

子育て相談課 助成金－3 不妊治療費助成金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

平成18年度より、少子化対策の1つとして、高額な不妊治療費の負担軽減を図るため導入しましたが、今年度より補助内容を大幅に変更していますので、最初に不妊治療費補助の経過と現状の説明をします。

資料5ページの左側をご覧ください。令和3年度まで、一般不妊治療（以下、一般治療）のうちタイミング法などは市が5万円の補助、生殖補助医療（以下、生殖医療）主に体外受精などについては、県が1回につき30万円を助成するという役割分担をしてまいりました。しかし令和4年4月から、右側の厚生労働省のチラシにありますように、不妊治療が保険適用となり、本人負担は3割となり、かつ高額療養費制度により月額上限も設定され、一般のサラリーマン家庭では、月々の負担上限が8万数千円になりました。

これをうけ、左側に戻りますが、令和4年2月になり突然、県はこれまでの30万円補助を令和4年度より廃止することとしたため、4年度は市の一般治療の5万円のみ補助となりましたので、5年度から一般治療、生殖医療を問わず保険適用額の2/3を補助するという内容に変更しました。

資料戻りまして1ページの執行調書をお願いします。経緯・目的欄ですが、これらの経緯により、助成対象を人工授精や体外受精など不妊治療の中で効果があるとされた治療が保険適用となったため、市も助成対象を保険適用分のみとしました。今回の補助範囲の見直しにより、経済的な支援をすることで、若い世代の不妊治療の促進につながります。成果として4年度は29組の夫婦が妊娠しています。2. の協議額は、27,001千円です。これは、実績の50%の申請増を見込んでいます。

前年度補助金判定会議の指示事項として、令和4年度からの増加率を調査して精査した予算額計上を求められましたが、R3の申請が108件に対して、R4は77件と、約3割減となったものの、妊娠した人数はR3の24人からR4は29人に増え、妊娠者の割合は22%から37%に増加し、前年比168%となっています。R5は9月末現在で前年の2件申請から6件と申請は3倍で、うち5件が妊娠と、保険適用の効果が大きいと分析して

おり、年度末に1年分の治療費をまとめて申請する仕組みの助成金で、1年分の効果測定は現在出来ませんが、実績の50%増という根拠としています。

(特定不妊治療一回50万円→3割負担15万円→高額療養費制度適用→実負担額約8万円)

【質 疑】

(委 員) 申請のタイミングを教えてください。

(担当課) 前年3月～2月末までの1年間分を3月末までに申請して頂き、費用の3分の2を補助しますが、受診後の申請であるため予測が難しいです。生殖医療(体外受精)に関しては1回50万円から、以前は県の補助金30万円を引いた残りの20万円を負担していたところ、8万円で済むため、治療を受ける方が増えると予想しています。

(委 員) 新たに市民になった場合等の、交付条件を説明して下さい。

(担当課) 資料6ページの要綱の第3条(1)と、第4条(3)に記載の通りです。

(委 員) 近隣市町の状況を教えてください。

(担当課) 条件や金額に違いはありますが、実施しています。

(委 員) 令和3年、4年の平均から50%増という見込みは、少し過大ではありませんか。

(担当課) 令和4年度の生殖医療の実績が全く把握できないため、一般治療で申請された方の中、生殖医療を受けられた人数と、妊娠率から算出しました。また令和5年度に治療により妊娠され、すでに申請を済ませた方の人数(6件)も考慮しました。

(委 員) 対象期間を年度ではなく、1月～12月にすると不都合がありますか。

(担当課) 特に不都合はありません。当初の年度ごとの区切りが継続しているのだと思います。

(委 員) 負担軽減が目的だと思いますが、現状の償還払いに問題はありませんか。

(担当課) まず支払いができる人という条件にはなりますが、保険適用で本来50万円必要だったところが、8万円になった事と、市内の医療機関なら先払いも可能なので、随分治療が受けやすくなったと思います。

(委 員) 資料2ページ3. 交付実績で過去の交付実績件数は分かりますが、来年度の見込み件数を教えてください。

(担当課) 金額で積算したので正確な件数ではありませんが、概ね260件程です。

(委 員) 令和6年度は、本年度より交付額が下がる予測ですが、その理由を説明して

下さい。

(担当課) 減少傾向にあると予測したわけではなく、あくまで実績に基づき積算しているので、令和4年度の申請件数が少なかったことが影響した結果です。

(委員) 申請金額に上限はありますか。

(担当課) 明確にはありませんが、補助対象は、保険適用分だけで、年齢によって制限があるため、それが上限になるのではないかと考えています。上限なしの条件は他市町にはありません。

(委員) 半田市と他市町の条件を比較検討しましたか。

(担当課) 治療回数が多い程、半田市の条件は有利になります。治療の基本的なサイクルとして、生殖医療4か月に1回の年3回、一般治療は2か月毎の年6回です。

【審査結果】 承認：A1（指示事項）

- ①引き続き、実績等から補助金の適正額を精査すること。
- ②補助額の上限を設定しないという半田市の子育て政策の独自制度について周知に努めること。
- ③年度末の償還払いについて、他自治体の事例を参考に見直しを検証すること。

高齢介護課 助成金—1 単位老人クラブ助成金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

平成5年度から市の施策として実施しているもので、高齢者の生きがいと健康づくりのための社会参加を促進し、明るい長寿社会づくりを目的に交付するものです。令和6年度の協議額は293万4千円で、昨年度より84万1千円の減額となります。減額の理由は、クラブ数が16減少し、68団体となったためです。積算につきましては、県の補助基準により算出した額に、会員数加算を加えたものとしており、県補助基準の部分291万1千円については、3分の2の194万円を県が負担することになります。

昨年度、この助成金の承認条件とされた「単位老人クラブの定義を明確にし、単位クラブごとに個別の決算書の提出を求めること。提出がない場合については、提出期限を設けるなど強く促し、次回補助金等判定会議で結果を報告すること。」につきましては、単位老人クラブごとに個別の決算書を提出するよう強く求めましたが、会員数が減少する中、会計など役員のなり手がなく、地区の単位クラブごとにまとめた決算書を作成するのが精一杯であり、個別の決算書を提出することは困難であるとのことでした。その後、老人クラブ連合会の役

員が交代するタイミングで、あらためて申し入れを行ったところ、活動を維持することが可能となる助成金が交付されるなら、クラブの統廃合についても前向きに進められるとの見解を得ることができました。

現在、この助成金の積算根拠が、単にクラブ数のみを基準としているため、統廃合によりクラブ数が減少した場合の助成金は、2分の1から8分の1まで減少する事になり、クラブの活動が困難になることが推察されることから、助成金の算出方法を見直す必要があると考えます。今後、事業内容に見合った助成金とするため、関係部署とも協議しながら見直しを進めます。時期としては、令和7年度を目途に助成金の算出方法を見直すと同時にクラブの統廃合を進めたいと考えています。

【質 疑】

(委 員) 見直しの時期を令和7年度にした理由を説明して下さい。

(担当課) 今回の令和6年度の予算について、統廃合などを見越した積算は難しいため、従前のクラブ単位で計上しました。令和7年度の分については事業費補助的な積算に改めていたいと考えています。この内容は役員交代のタイミングで、検討頂くよう伝えてあります。

(委 員) 活動に支障が出るとの事ですが、どの事業がそれに該当しますか。また見直しの具体的な方法を説明して下さい。

(担当課) 補助金の詳細な使途については調査中です。友愛や生活支援等の主な活動の必要経費を算出して、積算できるようにしたいと考えています。

(委 員) 地域介護予防活動支援事業と単位老人クラブの活動内容の重複について、確認方法を説明して下さい。

(担当課) 健康課とも検討しましたが、データ管理している利用者名簿で、申請の重複については確認できます。

(委 員) 健康課がチェックして、重複している場合は、健康課の補助対象から外すという事ですか。また、制度をうまく利用して、他の補助金にも申請する場合は、どの様に対処しますか。

(担当課) それぞれの事業者に重複が無いよう指導しますが、重複のチェックについても、事業主体の課がそれぞれ慎重に行います。

(委 員) クラブ数は減少傾向にありますが、来年度を本年度と同数の68クラブとした理由を説明して下さい。

(担当課) 減少傾向にはありますが、具体的な数字がつかめない中、クラブ数を減らすことは賢明ではないと考えました。

(委員) 老人クラブの単位の定義を教えてください。活動拠点までの徒歩圏内などですか。

(担当課) 活動主体の単位で、距離ではありません。

(委員) 資料10ページの繰越金について、板山東と西長寿会だけ0円ですが、通帳を見るなど、正確に確認していますか。また全クラブについても同様で、確認方法を説明して下さい。

(担当課) 活動事業計画書と活動事業実績書で確認しています。

(委員) 乙川千歳会の資料のみ添付されていますが、他のクラブの分はありますか。

(担当課) 資料の量の関係で添付しませんでした。他のクラブについても報告を受けています。今後、必要であれば全クラブ分添付します。

(委員) 令和7年度からは、まとめられたクラブ単位での報告になるという事ですね。

(担当課) そうです。ただ、資料12ページの県の補助基準にうまく対応し、県費を減らさない様にする方法を模索中です。

(委員) 用途に関する県の条件は無いのですか。

(担当課) 同ページの右側にありますが、条件が具体的ではなく幅広いです。県にも活動事業実績書で確認して頂いています。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ①見直し期限を令和6年度に設定し、令和6年度中に老人クラブの統廃合について県補助が有利に活用できるように制度設計を見直すこと。
- ②地域介護予防活動支援事業補助金と単位老人クラブ助成金について、交付先団体の活動の重複がないよう健康課とともに整理すること。
- ③補助基準を明確にすること。
- ④団体からの報告様式を統一すること。

高齢介護課 助成金—2 老人クラブ連合会助成金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

平成5年度から市の施策として実施しているもので、単位老人クラブの上部団体にあたる老人クラブ連合会（以下、市老連）に対し交付するものです。市老連は、高齢者が多様な社会活動に積極的に参加できるよう、単位老人クラブ活動への指導や連携による幅広い活動の展開など、総合的な支援体制を築いています。

令和6年度の協議額は124万4千円で、前年度より8万5千円の減額となっています。減額の理由は、会員数の減少によるものです。積算根拠は記載のとおりで、県の補

助基準により算出した額に、市独自の加算額を加えたものとしており、県の補助基準部分については、一般事業費と特別事業費の合計額 609,216 円の 3 分の 2 に相当する額 40 万 6 千円を県が負担することになります。

昨年度、この助成金の承認条件とされた「①市老連と単位老人クラブの活動を明確にし、添付資料は、市老連のものに整理をすること」につきましては、単位老人クラブが、趣味の部活動の他、児童の登下校の見守りや清掃活動など地元地域に根付いた活動をする一方で、市老連は、総務会等を通じて各単位老人クラブ指導等を行うとともに、老人クラブ全体が参加するグランドボール大会や福祉大会の開催等の活動をしていることから、その活動実態を表す資料として、令和 4 年度活動実績および令和 5 年度活動計画を添付しました。

また、「②担当課は、市老連と連携を強化し、単位老人クラブの活動を把握し、指導を行っていくこと」につきましては、毎月開催される市老連の総務会に高齢介護課職員が出席し、情報共有するなどして連携の強化を図っているところであり、単位老人クラブの活動については、新型コロナウイルス感染症の影響によりクラブ活動が中止になることで現地での確認が困難でしたが、季節性インフルエンザと同じ「5 類感染症」へ移行後は徐々に活動を再開しているため、現地確認を行って活動実態を把握しつつ、単位老人クラブへの助言等を行っていきます。

【質 疑】

(委 員) 繰越金が多額ですが、助成金の減額等、これまでに話し合いをしたことがありますか。

(担当課) おっしゃる通りですが、話をしたことはありません。繰越金の使用予定も確認しつつ、市独自の加算分について市老連と協議します。

(委 員) その結果によっては、来年の協議額が大幅に下がる可能性はありますか。

(担当課) 協議後の結果になりますが、可能性はあります。

(委 員) 市老連の活動が、縮小傾向なのではありませんか。助成金を減らすというよりも、活動を活発化させることを考えていますか。

(担当課) 近年はコロナの影響で自粛傾向にありました。今後は、単位老人クラブをつなぐ本来の役割が、積極的に行えるように協力したいと考えています。

(委 員) それにしては令和 5 年度の主たる活動が少なく感じます。

(担当課) 代表的な事業は福祉大会で令和 5 年度は開催予定です。その他クラブ活動等イベント的な行事を新たにできないか協議する予定です。

(委 員) 資料 9 ページの決算書にある、クラブ内の繰越金と返納額について説明してください。

(担当課) クラブ事業費の 3 万円を超えた余剰分を返納金としています。クラブ内に別に
ある繰越金は、資料 10 ページの収入⑧部内繰越金として記載されています。
また返納額については通常の繰越金に含まれます。

【審査結果】承認：A 2 (承認条件)

- ①見直し期限を令和 6 年度に設定すること。
- ②各団体の繰越金が増加しているため、市独自加算分を含めて減額の方角で協議額
の見直しをすること。
- ③決算書の表記をわかりやすいものに改めるよう指導すること。

高齢介護課 補助金—4 介護予防・生活支援サービス補助金

健康課 補助金—3 介護予防・生活支援サービス補助金 (通所型サービス B)

【担当課補足説明】(執行協議書に関する説明)

訪問型サービス B 地域支え合い型について説明します。

平成 29 年度の介護保険制度改正に伴い開始したもので、地域の実情に応じ、住民
等の多様な主体が要支援者等に提供する訪問型サービスや通所型サービスへの対価とし
て交付するものです。

制度改正により、介護サービス事業所のみが提供していた訪問介護や通所介護のサー
ビスに、地域のボランティア団体等の多様な主体が参画できるようになったことから、住民が
主体となって地域で支え合うことができる体制を整備し、要支援者等に対する効率的な支
援が可能になるとされています。また、地域において高齢者がサービスの担い手として社会参
加することで、自身の介護予防にもつながるものであると考えます。

令和 6 年度の訪問型サービス B 地域支え合い型についての協議額は、令和 4 年度実
績の伸びを加味して、1 万円増額の 9 万 8 千円としています。時間単価 400 円に延べ利
用者数を乗じて積算したものに、1 団体への立ち上げ補助 3 万円を見込んでいます。なお、
この補助金は、サービス費用の 2 分の 1 に介護保険料が充当され、残りの 2 分の 1 を国、
県、市の公費で負担するもので、介護サービス給付費と同様なものであります。

昨年度、この補助金の承認条件とされた「①引き続き活動団体の立ち上げサポートをす
ること」、及び「②訪問型サービス B 地域支え合い型の実施団体がいない乙川地区の現状
を解消できるよう努めること」については、お助け隊のいない空白地域を補うためにも、ボラ
ンティアのコーディネート役として社会福祉協議会 (以下、社協) を訪問型サービス B 生活
支援型の登録団体に加え、『ちよいサポ養成講座』による担い手の育成とともに、地区の縛

りなくサービス提供ができるような体制づくりを進めました。

続きまして、健康課から「通所型サービス B」について補足説明します。補助金の経緯、目的、効果については、先ほど高齢介護課長からの説明のとおり、共通のものとなります。利用形態が通所なのか、訪問なのかの違いがあるだけです。

資料 1 ページの「2. 協議額」について、令和 6 年度は 765 万円と、昨年度より、410 万 6 千円の増額となっています。その要因については、11 ページの資料に基づきご説明します。

本補助金とは別に、地域介護予防活動支援事業補助金、いわゆる「げんきスポット補助金」がありますが、来年度から、このげんきスポット補助金の対象団体を見直し、対象から外れた団体について、この通所型サービス B で受け入れたと考えています。通所型サービス B へ参加する対象者については、介護認定による、いわゆる「要支援者」または、チェックリストにより事業への参加が望ましいとされる「事業対象者」などを含むことを条件としており、げんきスポット補助金のように、65 歳以上の市民なら誰でもいいとはしていません。今回対象から外れた団体が、先ほど説明した要支援者の人たちを活動に加えることとなれば、この通所型サービス B の要件を満たすこととなります。

今後想定される交付対象団体数については、表に記載のとおりで、合計 85 団体になる見込みです。また、利便性向上に関する見直しとして、開催回数の最低基準を月単位から年間 20 回以上の開催に変更すること、1 回当たりの利用者数 5 名以上を条件としているところを、「事業対象者の延べ利用者数の割合」及び「要支援者の延べ利用者数」が年間 10 人以上に変更すること、事業対象者のみの団体については、1 団体 1 年に限ることと、併せて補助対象団体数の上限を年間 10 団体のみとすること、に変更したいと考えています。

1 ページに戻っていただき、こうした変更を踏まえ、運営費補助については、各項目に該当が想定される団体数を乗じ、加えて、施設利用料、立ち上げ支援補助を積み上げた結果、合計 765 万円の協議額となります。

【質 疑】

「訪問型サービス B 地域支え合い型」

(委 員) 補助金を出すだけでなく、活動の活性化についてという視点も大切だと思いますが、去年度の指示事項である、乙川の空白地域の現状を説明して下さい。またそれに伴う社協の役割について説明して下さい。

(担当課) 個人で活動されている方を中心に打診していますが、団体を組織してとなると

担い手がありません。問題はそれだけではなく、亀崎地区についても後継者がおらず担い手不足が懸念されます。対応策として、社協を訪問型サービスB生活支援型の事業者として登録し、ちよいサポ育成講座でサポーターの育成を行い、地区のみではなく、半田全体でフォローしていく体制づくりを考えています。

(委員) 資料 5 ページで、実施団体がならわ応援隊だけなのはなぜですか。

(担当課) 市の助成 400 円と個人負担 100 円で実施していますが、月締めの作業が煩雑で、請求が上がってきません。

(委員) 本来の目的は、この補助金を利用して、事業を活性化させる目的ではありませんでしたか。

(担当課) 当初の目的はそうでしたが、実態はお助け隊が個人負担 500 円で実施しているサービスに流れてしまっており、今後、使い勝手や別サービスへの移行を含め、見直しの議論を進めていこうと考えています。

「通所型サービスB」

(委員) げんきスポット補助金の議論で、効果検証するように指示が出ましたが、その結果によっては、げんきスポット事業の内容は不十分であったという結果が出る可能性はありませんか。

(担当課) そのような結果になる可能性はありますが、引き続きフレイルチェック等を実施し介護予防の効果を検証していきます。

(委員) 対象事業者が他市町に比べて多くありませんか。

(担当課) 今までは多かったですが、今回の見直しにより概ね同じになります。

(委員) 要介護や要支援の方は、他市町に比べ多いですか。

(担当課) 元々、市より町の方が少ないですが、それほど大きな違いはありません。

(委員) 減っていないのなら、これまでの効果はなかったという評価になりませんか。

(担当課) 何を基準にするかですが、最近では軽度認定者が増えており、そのため包括支援センターの業務も増えているという傾向です。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

○介護予防・生活支援サービス補助金

- ①サービス内容の見直し及び活用の促進に努めること。
- ②担い手の確保に努めること。

○介護予防・生活支援サービス補助金（通所型サービスB）

新たな団体が加わったため、事業効果の検証を実施すること。

健康課 補助金－５ 認知症カフェ（プラチナカフェ）事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域での孤立を防ぐ支援体制の構築を目指して、認知症カフェ事業を市内で運営する団体に対し、平成 29 年度から交付しているものです。現時点では 4 か所で開設されています。身近な地域で認知症について相談できる場所として、認知症の方とその家族への支援効果が期待できることから、今後も継続的な補助が必要であると考えています。

令和 6 年度の協議額は、今年度と同額の 576 千円で、認知症カフェ 4 会場で月 2 回以上、2 会場で月 4 回以上の開催を見込んで積算しています。なお、この補助事業は、介護保険制度の地域支援事業（包括的支援事業）として位置づけられております。

【質 疑】

（委 員）令和 4・5 年度共に 4 会場という実績で、令和 6 年度の目標値が 6 会場の理由を説明して下さい。

（担当課）現在 1 会場増やせる見込みがあるのと、会場を増やしていきたいという思いから、1 会場足しました。

（委 員）昨年度の指示事項の①収支決算書が事業所によってさまざまであるため、記載情報に統一性をもたせること。について、統一が出来ていない印象を受けます。

（担当課）おっしゃる通りです。様式は統一しましたが、記載内容についても統一できるよう指示します。

（委 員）資料 2 ページの 6. 改善点等②事業実態を把握するため、各団体・カフェの運営状況等を適宜確認する。について、確認方法を教えて下さい。

（担当課）認知症に精通している地域推進支援員 3 名と、健康課職員が、カフェでのイベントや家族との交流で活動を確認し、情報交換もしています。

【審査結果】 承認：A 1（指示事項）

収支決算書の記載内容が統一となるよう指示すること。

スポーツ課 交付金－1 半田市スポーツ協会スポーツ振興事業交付金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

交付対象団体は「半田市スポーツ協会」で、市内の各スポーツ団体を総括し、体育の振興とスポーツの普及に努めることなどを目的に昭和 22 年に設立され、現在 22 種目の団体が加盟しています。スポーツ基本法第 34 条及び半田市スポーツ協会スポーツ振興事業交付金交付要綱により、スポーツ協会が主催する「半田市民スポーツ大会」、一般の部 15 種目、中学生の部 14 種目で、例年 5,000 人前後が参加する大会費用の一部として活用されています。

効果としては、大会参加者の金銭的負担の軽減や円滑な大会運営が図れ、競技力、スポーツ実施率の向上などに繋げ、気軽にスポーツに親しむことができる、生涯スポーツ社会の実現を目指すスポーツ振興事業の一環としています。また、交付金を受ける「半田市民スポーツ大会」は古くから開催されている伝統のある大会であり、今後も継続的に実施していきたいと考えております。

交付金の内訳は、役員・審判手当、大会消耗品、賞状、保険料などに使用され、大会総事業費と事務局が支出する需用費の合計額から、大会参加費を減じた額の 90%を上限額としており、来年度の協議額についても、過去の実績を参考に前年度までと同額の 225 万円としております。

なお昨年度の指示事項として、「協議額の積算根拠については、過去の決算額をもとに積算を行うこと」については、指示どおりに修正しております。

【質 疑】

（委 員）この交付金は、資料 8 ページ（収入の部）の「半田市民スポーツ大会」（以下、市民大会）に充てられていると思いますが、その上の委託料にある「半田市スポーツ大会」（以下、半田祭）540 万円との違いを説明して下さい。

（担当課）市民大会は、交付金を使ってスポーツ協会が主催するもので、参加対象は主に半田市民です。半田祭は、半田市が委託費を払って、スポーツ協会に事業委託しているもので、参加対象は知多管内 5 市 5 町です。

（委 員）資料 19 ページ 事業実施報告書の参加費について、競技によりばらつきがありますが、特に統一的な決まりはなく、各団体に任せている状況ですか。参加費の有無を自由にしてしまうと、無料だからみんな出場させようという話になりませんか。

（担当課）以前スポーツ協会でも議論されましたが、年会費に含めて事前に徴収し、大会の運営費に充てている競技もあり、現状各団体に任せています。

- (委員) 交付金が無くても、大会は開催されますか。
- (担当課) 交付金が無くなると、開催は相当つらいと思います。担当課としては、スポーツ実施率の向上に繋げるためにも、今後も継続を希望します。
- (委員) 半田祭は半田市の委託事業だから良いのですが、市民大会は参加希望者から参加費を貰うのは当然だと思います。アンダーマイニング効果の様に、交付金が無いなら参加しませんでは、誰がやりたい大会なのかという主旨がぶれてしまいます。
- (担当課) 各団体から理由を聞き取りし、結果によって徴収の有無を検討します。
- (委員) 資料19ページ 事業実施報告書の助成額と参加費のバランスについて、競技によって随分と差がありますが、内訳を各団体に公表していますか。また不満は出ませんか。
- (担当課) 決算前の交付金一覧として、各団体に公表しています。
- (委員) 参加費の有無について、他団体の情報を知っていますか。
- (担当課) 交付時には確定していないので、知らないと思います。参加費に関しては、参加人数はもちろんですが、個人競技か、団体競技かでも経費が違うので、差が出てしまいます。
- (委員) 参加人数を見るとサッカーは参加費を徴収しても良いのではありませんか。
- (担当課) おっしゃる通りですが、おそらくサッカー協会が集めた会費から負担していると思われる。
- (委員) 大会総事業費というのは、参加費を含めていないという事ですか。
- (担当課) そうです。総事業費（約350万円）から参加費を除いた金額（約222万円）に対して市の交付金（200万円）を充てた残りが、各団体からの拠出金（約22万円）となります。加えて交付金の残り25万円を需用費として、事務局が賞状やトロフィーなど一括で購入し、必要数を各団体に配布しているので、その費用は別にかかっています。
- (委員) 協議額の算出根拠に需用費も含まれているという事ですね。
- (担当課) その通りです。
- (委員) 来年度からの中学校の部活動改革について、各スポーツ団体が受け入れる競技もあると思いますが、補助金に対する影響は特にありませんか。
- (担当課) 来年度の9月までは通常の活動で、市民大会は概ねそれまでに開催されるため、あまり影響がでないと考えています。ただ令和7年度以降は、学校単位での参加が予測できず、各地区のスポーツクラブ登録団体からか、個人での参加が主になると考えられます。それによる参加人数の減少が懸念されるので、現

在、補助金制度の見直しを検討しています。

(委員) 大会が開けるほど、参加団体はありますか。

(担当課) 全体的に減少するかもしれません。ただ今後、学校から参加する大会も限られてくるので、あえて成果発表の場として、大人も子供も、団体でも個人でも参加できる、市民大会を残しておく必要があると考えています。

(委員) 毎年、スポーツ交流事業費に計上されている徐州市との交流費について、しばらく未執行ですが、今後も継続していく方針ですか。

(担当課) スポーツ協会でも、徐州市に特定する必要性については議論されています。積立金の問題などがあり、今後の方向性については、常任理事会の判断になります。

(委員) 友好都市や姉妹都市をきっかけとして、民間交流に広がり、行政は徐々に手を引くのが理想的だと思いますが、徐州市以外との交流については議論されていますか。

(担当課) 過去は分かりませんが、ここ数年は全くありません。また積立金とは別に、旅費など個人負担もあるので、積極的な議論になっていません。

(委員) 協議額 225 万円は、満額要求ではなく実際の決算額に基づいて積算していますか。

(担当課) 結果、満額になっていますが、余剰が出た場合は返還します。令和7年度以降については、活動状況による減額も含め、予算要求に反映していきます。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

- ① 参加費を徴収していない団体について、理由を確認し、スポーツ課としての方針を示すこと。
- ② 令和7年度の部活動改革の影響を精査すること。

幼児保育課 補助金 - 4 市立保育所民営化に伴う引継ぎ・共同保育に関する補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

市立保育所の民営化に伴い、円滑な移管を図ることを目的とし、移管先事業者が、移管を受ける市立保育所へ、引継ぎ・共同保育を実施するために職員を派遣する事業に対し、補助を実施するものです。半田市では、令和元年度に策定した「半田市保育園等公民連携更新計画」に基づき、市立保育所の民営化を今後推進していきますが、本補助金

を交付することで、民営化に伴う円滑な移管が期待できることから、公立園の民営化を実施する際には交付が必要であると考えています。

また、令和6年度の協議額ですが、園長・主査の各1名については、年間を通して週1日勤務として年間60日分、各年齢のクラス担任保育士6名の12月から3月までの4か月間、調理員1名については3月の1か月間に要する人件費として、半田市が定める会計年度任用職員及び任期付き職員に用いる単価を上限に、各々の対象人数・対象期間から、合計7,858千円としており、その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。

なお、この補助金は市単独事業としており、全額を一般財源で賄うこととしております。また、今回対象となるのは高根保育園の民営化についてです。花園保育園に次ぐ2件目として民営化を行うもので、事業者は令和5年5月22日にプロポーザルを実施し、株式会社アイグランを選定していますので、この事業者が行う引継ぎ共同保育に係る人件費相当額を交付します。参考資料として、同社の決算資料や施設等の概要を資料の6ページ以降に掲載しています。

【質 疑】

(委 員) 人件費について、半田市が補助金で支給することを募集要項に記載していますか。

(担当課) はい。前回、花園保育園の際に使用した要綱に基づいて作成したものを使用しています。

(委 員) 人件費の基準について詳しく説明して下さい。

(担当課) 当市の会計年度任用職員や任期付職員の区分ごとの金額を基本的な上限としていますが、条件に合った単価区分の実支出額を、年間四半期に分けて支払います。実施期間は花園保育園と同じです。

(委 員) 見直し期限が令和6年度になっていますが、見直す項目を説明して下さい。

(担当課) この事業が終了した後は、成岩幼稚園と協和保育園を統合した公立園の計画があり、この補助金の対象である公民連携更新計画は、さらにその先になるので、その時改めて見直すことを想定して設定した期限です。

(委 員) 人件費の積算根拠である引継ぎ期間について説明して下さい。

(担当課) 園長・主査については、年間を通して行事や通常保育の様子を引き継いでもらうため、クラス担任については4ヶ月程度で子供の性格や関わり方、またお互いに顔を覚えらるであろうという事で設定しています。

(委 員) 事業実施にあたって、行っている事はありますか。

(担当課) 保護者説明会と地元説明会を昨年度と今年度それぞれ 2 回ずつで合計 8 回行いました。いずれの会でも、民間の事業所に保育を任せる事（地元との関わり、行事の実施を現状維持できるか）や、保育士が全て変わってしまうことに対する不安が大きいようです。ただ、丁寧に説明する事で一応にして、安心感を持っていただけているという実感はあります。

(委員) 今回派遣されるのは、当然、移管後に残ってくれる職員ですよね。

(担当課) それは条件にしています。

(委員) 協議書の「経緯・目的」にある様に、移管先事業者の職員を派遣するという形態ですよね。

(担当課) その通りです。民間企業の職員が公立の高根保育園に派遣されて、共同保育を行うということに対する経費です。

(委員) この共同保育期間中は、職員が増えているという事ですね。

(担当課) その通りです。

(委員) 実態把握の方法を説明して下さい。

(担当課) 契約通り派遣されているかどうかは、高根保育園の方に出勤簿等で報告を受け、それに基づいて支払う予定です。

(委員) 花園保育園では、想定した体制で実施されましたか。

(担当課) 花園保育園については、例えば園長の雇用は 4 月からではなく 10 月からとなり、主査は 1 年間でしたが、クラス担任は、病気になった方がいて、数ヶ月欠員だった時期がありました。こちらが要望した人数を揃えてもらうべきところではありますが、やむを得ないという判断でした。

(委員) そのことで人件費の支払いはどうしましたか。

(担当課) 出勤日数に応じた分のみの実績払いなので、問題はありませんでした。

【審査結果】承認：A 1（指示事項）

補助金額に見合った人員確保に努めること。

秘書課 補助金－1 国際交流協会活動補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

平成 6 年度から「半田市の国際化を推進し、市民の国際的視野の高揚・普及を図ること」を目的として交付しています。半田国際交流協会が実施している、国際理解・交流推進事業や国際交流諸事業だけでなく、半田市において外国籍市民と日本人がともに安心

して暮らせるようにするため、多文化共生事業、並びに在住外国人相談事業などに対して交付しています。半田国際交流協会は、外国籍市民の福祉向上、市民の国際理解の向上に寄与しており、継続して支援が必要と考えています。

補助対象事業は、外国籍市民の生活利便性向上のための事業は100%補助、日本語教室のPRや多文化共生の意識を醸成するための事業は75%補助、その他の国際理解のための事業は50%補助とし、それぞれに対して必要な事業費を計上しており、協議額は引き続き430万円としております。

昨年度の判定会議において指示を受けた1点目の「日本語教室のPRを積極的におこなう」については、チラシの配布、市の講座イベント情報誌への掲載、半田国際交流協会のHPやフェイスブック等を活用してPRしています。

2点目の「補助金の積算根拠の内訳の精査」については、協会の新年度の事業計画や予算書を作成する運営委員会に出席するとともに、役員会にもオブザーバー（傍聴者）として参加させていただき、補助金の適正な執行につながるよう意見を述べさせていただいています。また、定期的に事業の実施状況の報告を受け、進捗状況、事業費の把握に努めています。監事（副市長、商工会議所専務理事：小柳）による監査（令和5年4月6日）の際にも秘書課職員が同席し、帳簿の確認に立ち会っております。

半田国際交流協会は、平成14年度まで事務局を秘書課に置き、実質的に市主体で運営されてきたものを、平成15年度途中から、別組織として運営してきました。

【質 疑】

（委 員） 昨年、指摘事項とされた「積算根拠の内訳を精査すること」について、具体的に内容を説明して下さい。

（担当課） 対象事業費の1,000円単位をすべて切り上げて計上していたため、実際金額で計上するようにとのご指摘を頂きました。

（委 員） 支出の「給与・賃金」について、専任ではなく、他業務との兼任スタッフのため、厳密に確認するすべがない事について、何か対応策はありませんか。

（担当課） 現在、補助金自体の見直しを検討中で、委託事業にしてはどうかと考えています。国際交流協会にはその意向と、具体的な内容として、市内にいくつかある外国籍市民のサポートや、フォロー団体を束ねるような中間子遠的な役割を担ってほしいとお願いしたところ、委託であるなら担う役割についての提示と、検討するための資料が欲しいとの要望がありましたので、現在、資料集めと業務内容を整理している最中です。

（委 員） 委託にした場合、人件費についてはどのように考えていますか。

(担当課) 委託事業に係る人工分を、委託料の中に含まれればと考えています。

(委員) 一年間何人工というより、事業に必要な分しか人件費として含めないということが前提ですね。

(委員) 見直し期限はいつ頃ですか。

(担当課) この補助金は全て国際交流基金からですが、まもなく底をつくので、その前までには決着を付けようと考えています。来年の多文化共生計画の改定時期に合わせてと考えていますが、実際に支援してくれる人達の理解と協力の時間を考慮すると、動けるのは再来年からと考えています。

(委員) 見直し期限は、6年度で大丈夫ですか。

(担当課) はい。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ①見直し期限を令和6年度に設定すること。
- ②令和6年度中に市が望む事業を整備し、委託化や補助金の廃止等も含めた抜本的な見直しをすること。

人事課 交付金—1 職員互助会交付金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

地方公務員法で実施が義務付けられている職員の福利厚生事業について、半田市に代わり職員互助会が事業を実施するために、昭和41年度から交付しているものです。互助会の事業が充実することにより、職員の元気回復と、公務の能率向上に寄与するものがあります。法令で義務付けられた事業であり、今後も継続的な交付が必要と考えております。

令和6年度の協議額は615万9千円で、職員数に応じた金額としており、積算根拠は前年度と同様ですが、職員数の増加が見込まれるため、前年度の比べ78万7千円の増額となっています。

前年度の指示事項、「互助会の利用の周知に努めること」については、毎月発行の互助会だよりにおいて、各種チケットの案内や商品の斡旋だけでなく、ベネフィット・ステーションの案内による利用向上に努めました。また業務においてパソコンを利用しない職員にも互助会だよりが届くよう、勤務先で回覧するようメールで周知しています。職員にとって魅力のある事業を実施することが互助会の利用に繋がることから、会員に対しアンケートを実施し、事業見直しをしています。

【質 疑】

(委 員) アンケートの結果によって、見直した事業はありましたか。

(担当課) コロナ過で中止していたバスツアーの復活について、現在のふるさと応援商品の
斡旋とどちらが良いか伺いましたが、結局両方の希望があり、どちらも継続する
事としました。

(委 員) 病院が独法化した場合の退会金については、検討されていますか。

(担当課) 独法化による病院職員の退会給付金は、それを想定した積立金から支払わ
れます。

(委 員) 互助会の運営自体に影響は出ませんか。

(担当課) 大丈夫です。

(委 員) 協議書の成果の推移の利用目標回数が2回となっていますが、これは元が取
れる回数ですか。

(担当課) 資料7ページ 5. えらべる倶楽部の利用実績を見て頂くと分かりますが、利
用率は56.3%で、元は取れてはいないです。これは令和4年の結果で、
コロナの影響もあったので、今後は宿泊料などがもう少し増加するのではと考
えています。

(委 員) ちょっと利用しにくいですね。

(担当課) そういった意見を踏まえ、ログインしてアンケートに答えると、ポイントが付くログ
インキャンペーンを実施しました。ベネフィット・ステーションは都市共済として加入
しているものに上乘せしているので、都市共済の見直しがないので、当面はベ
ネフィット・ステーションの利用促進を図っていきたいと考えています。

(委 員) 資料5ページの繰越金が、令和4年度に減少した理由を説明して下さい。

(担当課) コロナ過で利用が無かった所属親睦会補助(1人当たり2,200円)と商品
斡旋の利用が想定外に増加したためです。交付金自体の利用実績も年々
増加しています。

(委 員) 利用促進の側面から、病院は所属単位の飲み会が禁止されているので、それ
に代わる案を考えてもらいたいです。

(担当課) 市役所と病院の条件の差については、把握しています。申し訳ありません。ただ
病院の職員の方にも、家族旅行等でご利用いただければと思います。

【審査結果】 承認：A1 (指示事項なし)

防災安全課 補助金－２ 半田交通安全協会補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

補助対象の半田交通安全協会は、交通事故の危険防止を図り、交通秩序の確立と交通安全の円滑な実現を目的に活動しております。本市においては平成25年度から交付しており、交通安全対策の推進を図っております。活動として、市と共同の啓発イベント実施や、協会独自の啓発品の提供など、本市で交通安全対策を推進する一助となっております。

協議額は、例年5万円でしたが、今回60万円へ大幅増額しました。その理由として、今まで本協会の収入の半分以上が、免許更新時の手数料に必要な県証紙の取り扱い手数料と、協力金（500円）でしたが、令和6年度から従来の方法に加えて、キャッシュレスでの支払いも可能となる予定で、今後この割合が増えるとともに、協力金のアナウンスも出来なくなることから、単年度では600～700万円の収入減を想定しております。協会としても支出の削減努力と、他団体や民間企業等からの会費を上げるなどの対策をするそうですが、併せて補助金を60万円へ増額して欲しいとの要請がありました。元々この協会は1市5町で補助しており、半田市は今まで5万円、他の町は1万ずつでしたが、割合根拠が明確でなく、これを機に人口割にして欲しいと交渉中です。仮に人口割になれば、51万円になります。

【質 疑】

（委 員） 協議額を変更するという事ですか。

（担当課） 人口割が決まれば、そうする予定です。

（委 員） 元々、県費は一切入っていませんでしたか。

（担当課） 県は関わりがなく、警察署単位で区切られています。他県ではすべてキャッシュレス化という事例もある様ですが、愛知県は一応両方で対応するようです。

（委 員） 協会は、啓発品の購入資金を、何から支出していますか。半田市の補助金は、それに使われていますか。

（担当課） 協会の収入源は、ほぼ他から得たお金なので、そこから支出していますが、年間約2,000万円の内、半田市分は5万円です。ちなみに今まで東海市と大府市は100万円ずつ、知多市は90万円、常滑市は85万円との事で、半田市管内は、破格の安さでしたが、来年度分を人口割51万円で交渉を進め、おそらく成立する見込みです。

【審査結果】 承認：A1（協議額変更）

引き続き、協会と金額の精査すること。

産業課 補助金—10 畜産環境対策推進事業費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

本市の大きな課題である畜産臭気について、事業者が行う臭気対策に保補助金を交付し、少しでも臭気が軽減するよう実施するものであります。これまでも堆肥の市外搬出に係る運搬費、コーヒー資機材の購入、消臭薬剤の購入、令和6年度からは、この3つに加え、今年度実証実験的に実施しておりますが、畜舎や堆肥化施設に、生け垣や遮蔽壁を設置に対し、設置費の1/2、上限50万円として補助するものであります。件数は1件を見込んでおります。協議額は、令和5年度の予算額に新規の50万円をプラスした400万円としています。協議書には▲50万円となっておりますが、これは、今年度の実証実験100万円を昨年度の補助金判定会議資料で補助金と合わせて計上していたもので、実際の予算は工事請負費で計上したことから、このような表記になっています。

【質 疑】

（委員）収益対策実施戸数が28戸から26戸に減っている理由を教えてください。

（担当課）廃業です。

（委員）対象の農家数は、全部で26戸ですか。

（担当課）対策未実施もしくは、対象とならない臭気対策を実施しているため、補助申請を出していないケースもあり、現在3～4戸未申請の業者があります。

（委員）臭気対策の測定方法は定点観測等ですか。

（担当課）定点観測ではなく、環境課と産業課が、水分調整の状況確認や簡易測定をし、基準値より上回った場合は指導をしています。

（委員）この補助金の効果は出ていますか。

（担当課）臭気がゼロになることは不可能ですが、それなりの効果は上がっていると思います。加えて、事業者の対策作業が滞らない様に指導もしています。

（委員）鶏や豚も対象ですか。

（担当課）はい。市外運搬はほぼ牛ですが、消臭資機材の購入は、鶏も豚も行っています。ただ、牛が一番多いです。

（委員）交付対象となる団体等の名称が協議会や組合になっていますが、支出はそちらへするのですか。

（担当課）はい。個人単体ではなく、そこが取りまとめて申請し、分配します。

(委員) 資料18ページにある積算根拠について、令和5年度の実績に、遮閉構造物(以下、遮閉壁)の50万円を足して400万円となっていますが、対策実施農家数が2戸減る中で、同額である理由を説明して下さい。

(担当課) 表中にある括弧書きが実際にかかった費用で、現状2分の1も補助できておらず、予算の範囲内で分配して貰っているので、2戸減ったところだという感じです。

(委員) 来年度、遮閉壁の建設が1件予定されているという事ですか。また(1)～(3)の対策は、市が主導して決めているのですか。

(担当課) 1件は見込み件数です。消臭資機材の種類や、対策方法は市と組合で確認、相談して決めています。

(委員) 遮閉壁の補助は、しばらく続けていく予定ですか。

(担当課) その予定ですが、50万円以上は自己負担になるので、実績がなければ350万円に戻す予定です。

(委員) 遮閉壁について、すでに実績はあるのですか。

(担当課) 今年度は、実証実験的に事業者をお願いして、市の全額負担で実施しました。来年度からは申請方式です。

(委員) 地形等によって遮閉壁の効果が出ない場合もありますか。その審査はしますか。

(担当課) 地形だけでなく季節(風向き)等の条件についても、知多農林水産事務所や申請事業者と相談しながら実施しようと考えています。

(委員) 遮閉壁について、本来は全額自己負担でということだと思いますが、難しい問題ですよね。

(担当課) 民間の他業種、例えば工場などは補助が無いのが当たり前なので、畜産だけに補助を出すというのは、確かに悩ましいです。ただ、元々の地場産業で、歴史的には追いやられている現状を考えると、やはり支援が必要だと思います。

【審査結果】承認：A1(指示事項なし)

産業課 補助金一22 知多半田駅前再開発ビル商業施設利用促進補助金

【担当課補足説明】(執行協議書に関する説明)

クラシティを広くPRするための広告、宣伝や誘客イベント等の開催に係る費用と、それに合わせて駐車場の利用促進を図ることに対して補助するものです。

協議額は399万円で、内訳は駐車場利用促進事業に対するものが286万2千円、広告宣伝やイベントなど商業施設活性化事業に対するものが113万7千円です。財源は、クラシティの商業床の共有部分の半田市の持分に相当する賃料の一部と一般財源です。

なお、95万4千円増額した理由としては、コロナの影響で減少していた施設利用者が回復傾向にあり、それにより、市が半分補助している駐車代無料分が増加したためです。

ただその後、指定管理者側からも駐車場無料分について、負担軽減の要望があり、その条件を現在調整中のため、整い次第、再提案させていただきます。

【審査結果】 B

今月中に交付先団体と制度の見直しについて協議し、再度審査を受けること。

産業課 補助金－23 商業施設助成事業費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

中心市街地、鉄道駅周辺など商業地域の活性化、賑わいを創出することで、持続可能な商業の振興を目的とし、商工会議所が実施する、空き家・空き店舗などを活用して新たに出店する事業者や既存の店舗を改修することで集客拡大を図る事業者に対し、施設の改修等に要する費用に対して補助するものです。

令和4年度は5件の申請で、345万3千円でした。物価高騰、原材料の品不足、コロナの先行き不透明感などの影響で、予算額まで達しなかった状況です。協議額は、現在、中心市街地の活性化を進めていることを含めて、令和4年度と同額の1,200万円としています。

また、現在、商工会議所の本補助金の審査委員会において、中心市街地が動きだそうとしている、このタイミングでさらなる出店を促すために、補助額の見直し（上乘せ）を検討しているところで、資料6ページに＜令和6年度からの変更点＞として記載しましたが、いまだ調整中なので、令和6年度までは現行通りとし、固まり次第、改めて協議させていただきたいと思えます。

【質 疑】

（委 員） この事業は、商工会議所が間に入らないといけないのですか。

（担当課） 補助を交付するだけなら、市が直接行えばよいのですが、経営のプロである商

工会議所がアドバイスし、審査委員会を通過した事業者に対して助成する事で、継続的な商業振興につながるという考えから、事業者ではなく、商工会議所に対して補助を出しているという仕組みです。

(委員) 補助金の有無にかかわらず、経営相談は、商工会議所の通常業務ですか。また、補助金の交付について、市としては審査会の開催を条件としていますか。

(担当課) 条件にはしていませんが、交付の前段階である経営相談は必要だと考えています。

(委員) 3年間の期間満了前に事業が終了した場合、補助金の返還請求先は、どこですか。

(担当課) 市からは、商工会議所です。

(委員) 審査会の存在が、ハードルを上げていませんか。

(担当課) 増やしたいのももちろんですが、続けて頂きたいという思いがありますのである程度の審査は必要だと考えています。

(委員) 交付の条件に商工会議所への加入は付けていますか。また業種によって、条件の厳しさは変わりますか。

(担当課) 加入は強制ではありませんが、伺ってはいます。また業種によって条件の厳しさは変わりません。ただ、提出頂く3年間の収支見込みの状況(自己資金や借入金、従業員の数)によっては、アドバイスの内容が変わってくると思います。

【審査結果】承認：A1(指示事項)

- ①新たな制度設計について、令和6年度中に商工会議所と協議すること。
- ②より使いやすい補助金になるよう見直しを検討すること。

都市計画課 補助金－1 ふるさと景観づくり推進事業補助金

「半田市ふるさと景観条例」が施行された平成7年度から、主に景観形成重点地区内の良好な景観の保全と形成を図るため交付しているものであります。これまでに、半田運河周辺地区では、中埜酢店の中間実験棟の保全、景観重要建造物に指定している半六邸の改修、亀崎地区では、成田(なるた)家の本宅や旧藤友呉服店(かめとも)の修繕、岩滑地区では、南吉生家前の常夜灯の修繕などを始め84件に活用されており、今後も、良好な景観形成が期待できることから、継続的な交付が必要であると考えております。

令和6年度の協議額につきましては、令和4年度の実績に基づき、1,000万円としております。実績につきましては、13ページに記載のとおりであります。

景観形成重点地区での助成事業のPRに今後も努め、事業を進めていきたいと考えています。なお、各地区の景観のイメージについてですが、資料の末尾に、昨年度、各地区の景観活動団体が作成した景観マップを添付しております。例えば、亀崎地区のマップですが、マップの上段右から2列目に各地区それぞれ、景観形成方針とイメージ図などを掲載し、地区の目指す景観のイメージが伝わりやすいように作成しています。また、このマップの活用といたしましては、土地、建物の取引に関わる方や購入を検討している方への周知のため、愛知県宅建協会知多支部やハウジングセンター半田会場に配布をいたしました。さらに、景観形成重点地区を学区にもつ小学校で、景観の出前講座を行っていますが、出前講座を受けた小学6年生にも配布し、子どものころから残したい景観のイメージをもっていただくために活用しています。

【質疑】

(委員) 宅建協会やハウジングセンターとの関係を説明して下さい。

(担当課) 土地売買の際の重要事項説明の中で、景観重点地区であることを案内して頂いています。また新しく家を建てる方への情報提供の意味から、ハウジングセンター内に置いて頂いています。

(委員) 家を建てたり改築したりする方に対して、その地域の方がアドバイスし下さると助かりますね。

(担当課) そのために景観重点地区に住んでいる方々で活動組織を作り、PR活動に一役かって頂いています。また地区へのポスティングなども行って、意識づけを図っています。

(委員) 景観に寄与する部分の3分の2が対象ですか。

(担当課) その通りです。

(委員) 資料13ページ 実績一覧表の令和5年分について、8件中7件が予定になっていますが、これは今年度中に完了しますか。

(担当課) すべてではなく来年に持ち越す物もあります。また1件はすでに着手しているため、今年度中に完了予定です。

(委員) 仮に予想を上回る申請があった場合は、どうしますか。

(担当課) 要綱上は予算内となっていますが、機会を逃さないために補正予算で対応したいと考えています。

(委員) 景観に配慮しないと違法になりますか。

(担当課) そのようなことはありません。申請時にアドバイスをして最低限の色合いは守って頂きますが、その他の条件はかなりゆるくしてあります。

【審査結果】承認：A1（指示事項なし）

学校教育課 補助金－4 高等学校等入学準備補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

令和4年度から、準要保護世帯の生徒が高等学校へ進学するにあたり、当該生徒の保護者に対し、入学準備金として生徒一人あたり2万円を交付しているもので、保護者の経済的負担を軽減し、子どもの教育を受ける機会の確保と半田市全体の教育振興に資するものとして、継続的な実施が必要と考えているものです。

令和6年度の協議額は協議書に記載のとおりで、昨年と同額の単価により積算しています。

なお、昨年度、当会議で指示のありました、「交付要件としての基準日設定の精査」につきましては、必要な見直しを行い、要綱上の整理を行っております。

【質疑】

（委員）協議書の成果の推移に記載がない理由を説明して下さい。

（担当課）この補助金の目的は教育の機会均等の確保で、単純に数値化できるものではないとして、成果指標の設定をしていないためです。

（委員）同様の補助制度は、他市町にもありますか。

（担当課）内容に違いはありますが、県内のいくつかの市町がおこなっています。

（委員）一人当たり2万円の基準は、生活保護ですか。

（担当課）根拠は、市内県立高校（普通科）の入学時の教材費4万円の2分の1です。

（委員）今年度の申請実績（全体の75%）からすると、来年度の見込みが高すぎると感じますが、担当課としての考えを教えてください。

（担当課）昨年度の実績である82%も考慮して、予算計上時には実績に沿った金額に訂正しようと考えています。

（委員）今、この場で変更する事は出来ますか。

（担当課）85%で積算し直します。

（委員）高校卒業資格が取れない専門学校への進学も対象ですか。

（担当課）条件としては、高等専門学校なので、資格が取れる専門学校が対象です。

（委員）県が行っている補助は、同じ条件ですか。

(担当課) 県の対象者は生活保護と非課税世帯なので、非課税世帯については二重で受け取れます。

(委員) 対象者には、通知していますか。

(担当課) 市の対象者である準要保護世帯には、内容や申請の案内をしています。

(委員) 県からは、10万～20万円程貰える様ですが、市からの2万円は必要ですか。

(担当課) おおよそ1世帯4名(夫婦、子2人)の水準として、非課税世帯は年収210万円、準要保護世帯は、年収330万円です。県の対象者とならない(市の単独支給)準要保護世帯はもちろんですが、非課税世帯に対しても、県からの支給(年額11万7千円)の他に、入学時に別でかかる出費に対して、必要だと考えています。

【審査結果】承認：A1(指示事項)減額あり

過去の交付実績が対象者の85%程度であるため、対象者127人の85%である108人に変更、 $108 \text{人} \times 20,000 = 2,160,000 \text{円}$ とした。